

令和6年5月7日
国土交通省中国地方整備局
浜田河川国道事務所長

フレームワークモデル工事（施工体制確認型指名競争入札方式）の試行に係る
発注予定情報の公表及び参加意思表示等の申請受付について

国土交通省中国地方整備局浜田河川国道事務所におけるフレームワークモデル工事（施工体制確認型指名競争入札方式）（以下、「FW工事」という。）の試行にて発注を予定している工事の概要を以下のとおり公表します。

以下1. 発注予定情報に示す工事（以下、「当該工事」という。）を指名競争入札方式により発注する手続きにおいて、当該工事の特定工事参加企業名簿（以下、「特定企業名簿」という。）を作成する際の基礎資料として、工事への参加意思表示申請書及び工事实績資料（以下、「申請書及び資料」という。）を受付することとしますので、工事へ参加を希望する者（以下、「参加希望者」という。）は、以下のとおり資料を作成のうえ提出してください。

なお、提出期限までに提出がない者は、当該工事の指名競争入札に参加することができません。また、申請書及び資料を提出した場合においても、以下2. 参加するための要件を満たさない場合及び工事請負業者選定事務処理要領第16（以下、「指名基準」という。）により指名されないことがあります。

※FW工事とは、中国地方整備局（港湾空港関係を除く。）令和5・6年度一般競争（指名競争）入札参加資格業者に指名競争入札による工事への参加希望者を募り、申請書及び資料を提出した者を対象に指名基準により選定を行ったうえで、指名競争入札を行う試行工事です。

1. 発注予定情報

- 1) 案 件 名：三隅・益田道路ブロック（維持修繕工事）
- 2) 箇 所 数：3箇所程度
- 3) 道 路 名：一般国道9号三隅・益田道路
- 4) 工事箇所：島根県浜田市西村町～益田市遠田町地内
- 5) 入札予定：令和6年6月予定
- 6) 概 要：整備工事

2. 参加及び技術実績要件

- (1) 予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）（以下「予決令」という。）第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。
- (2) 中国地方整備局における令和5・6年度「維持修繕工事」の一般競争参加資格の認定を受けていること（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てが

- なされている者については、手続開始の決定後、中国地方整備局長（以下「局長」という。）が別に定める手続に基づく一般競争（指名競争）入札参加資格の再認定を受けていること。）
- (3) 会社更生法に基づき、更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（(2)の再認定を受けた者を除く。）でないこと。
 - (4) 島根県の浜田地方生活圏内又は益田地方生活圏内に建設業法の許可を有する主たる営業所（以下「本店」という。）又は従たる営業所（以下「支店又は営業所」という。）が所在すること。

經常JVにあっては全ての構成員が、島根県の浜田地方生活圏内又は益田地方生活圏内に建設業法の許可を有する本店又は支店又は営業所が所在すること。

浜田地方生活圏：浜田市、江津市

益田地方生活圏：益田市、鹿足郡津和野町・吉賀町

- (5) 平成21年4月1日以降に元請けとして完成・引き渡し完了した、次の同種工事の施工実績を有すること。（共同企業体の構成員としての実績は出資比率が20%以上のものに限る。（ただし、異工種建設工事共同企業体については適用しない。））

(ア) 道路又は河川における工事の施工実績

經常建設共同企業体にあっては、構成員のいずれか1社が上記の施工実績を有すること。

- (6) 当該工事に事業協同組合として申請書及び資料を提出した場合、その構成員は、単体として申請書及び資料を提出することはできない。
- (7) 經常建設共同企業体の構成員は、当該工事に対応する建設業種の許可を有してからの営業年数が3年以上あること。
- (8) 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者又はこれに準ずるものとして、国土交通省発注工事等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。
- (9) 工事請負契約に基づく工事関係者に関する措置請求に受注者が従わないこと等請負契約の履行が不誠実でないこと。

3. 手続における担当部局

〒697-0034 島根県浜田市相生町3973

国土交通省中国地方整備局浜田河川国道事務所経理課

TEL 0855-22-3117（内線 408） FAX 0855-22-9357

4. 申請書及び資料の作成、確認等

- (1) 参加希望者は、2.参加及び技術実績要件に掲げる要件を満たしていることを証明するため、次に従い、申請書及び資料を提出し、浜田河川国道事務所長から参加及び技術実績要件を満たしていることの確認を受けなければならない。なお、期限までに申請書及び資料を提出しない者並びに参加及び技術実績要件に掲げる要件を満たしていないと認められた者は、当該工事の指名競争入札に参加することができない。
- (2) 2.参加及び技術実績要件の企業の同種工事の施工実績の確認に当たっては、効力を有する政府調達に関する協定を適用している国及び地域並びに我が国に対して建設市場が開放的

であると認められる国及び地域以外の国又は地域に主たる営業所を有する建設業者にあつては、我が国における同種工事の施工実績をもって行う。

(3) 申請書は、様式－1により作成すること。

(4) 資料は次に従い作成すること。

①同種工事の施工実績

2.(5)に掲げる要件を満たしていることを判断できる企業の同種工事の施工実績を様式－2に記載すること。

同種工事の施工実績については、工事が完成し、引渡しが行われているものに限り記載すること。また、同種工事の施工実績として記載した工事に係る契約書及び同種工事が確認できる書面(施工計画書及び図面等)の写しを添付すること。ただし、当該工事が、CORINSに登録されており、同種工事であると確認できる場合は、契約書等の写しを添付する必要はない。

同種工事の施工実績として記載した工事が、国土交通省及び内閣府沖縄総合事務局開発建設部(開発建設部関係事務所を含む)の発注した工事に係るものにあつては、評定点が65点以上であることを確認するため、工事成績評定通知書及び項目別評定点の写しを添付すること。

記載及び申請できる同種工事の施工実績の件数は1件とする。

ただし、経常JVにあつては、構成員のいずれかの施工実績を記載すること。また、異工種JVとしての実績の場合は、協定書の写しを添付すること。

②事務所所在地

2.(4)に掲げる要件を満たしている事務所の所在地を様式－2に記載すること。

③入札参加についての確認

当該工事の指名競争入札における契約手続きを行うにあたり必要事項を様式－3に記載すること。

5. 評価に関する事項

本工事は、価格以外に品質確保のための体制その他の施工体制の確保状況を確認し、施工内容を確実に実現できるかどうかについて審査し、評価を行う施工体制確認型指名競争入札方式の試行工事である。

(1) 評価に関する着目点及び得点配分

本工事の評価に関する評価項目及び着目点並びに得点配分は、次のとおりとする。

要求要件を実現できると認められる者には標準点100点を与え、さらに施工体制評価点を下記のとおり与える。

1) 施工体制(施工体制評価点)

①品質確保の実効性

工事の品質確保のための適切な施工体制がどの程度確保され、要求要件をどの程度確実に実現できるかについて、優/良/可で評価し、それぞれ15.0点/5.0点/0.0点の施工体制評価点を与える。

②施工体制確保の確実性

工事の品質確保のための施工体制のほか、必要な人員及び材料等がどの程度確保されているかなどにより適切な施工体制がどの程度確保され、要求要件をどの程度確実に実現できるかについて、優／良／可で評価し、それぞれ 15.0 点／5.0 点／0.0 点の施工体制評価点を与える。

(2) 落札者の決定方法

1) 入札価格が予決令第 79 条の規定に基づいて作成された予定価格の制限範囲内である者のうち、6. (1) によって得られる標準点及び施工体制評価点の合計を入札価格で除した数値（以下「評価値」という。）の最も高い者を落札者とする。

①評価値が、標準点を予定価格で除した数値（「基準評価値」）に対して下回らないこと。
ただし、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不相当であると認められるときは、上の要件に該当する他の者のうち、評価値の最も高い者を落札者とすることがある。

2) 1) において、評価値の最も高い者が 2 者以上あるときは、当該者にくじを引かせて落札者を決定する。くじの日時及び場所については、発注者から別途指示する。

3) 落札者となる候補者の入札価格が調査基準価格を下回る場合は、予決令第 86 条の調査を行うものとする。

6. 申請書及び資料の提出方法

(1) 4. 資料の確認等により作成した申請書及び資料を提出すること。

(2) 申請書及び資料の提出方法は以下のとおり。

①受付期間：令和 6 年 5 月 7 日（火）から令和 6 年 5 月 21 日（火）16：00 までに必着。

②受付場所：3. 手続きにおける担当部局に同じ。

③提出方法：上記②に申請書及び資料並びに返信用封筒（申請書の住所、氏名を記載し、簡易書留料金分を加えた料金（434 円）の切手を貼った長 3 号封筒）を郵送又は託送により提出するものとし、これ以外の方法による提出は認めない。

郵送又は託送の送付先は、3. 手続きにおける担当部局の受付場所と同じとする。なお、申請書の表紙に押印すること。

(3) 申請書及び資料の提出による浜田河川国道事務所長からの確認結果（候補者名簿への掲載の有無）は令和 6 年 6 月 4 日（火）までに紙で通知する。

(4) その他

①申請書及び資料の作成及び提出に係る費用は、提出者の負担とする。

②浜田河川国道事務所は、提出された申請書及び資料を、参加及び技術実績要件の確認以外に提出者に無断で使用しない。

③提出された申請書及び資料は、返却しない。

④提出期限以降における申請書又は資料の差し替え及び再提出は認めない。

7. その他

(1) 契約の手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 申請書及び資料に虚偽の記載をした場合においては、指名停止措置要領に基づく指名停止措置を行うことがある。

(3) 提出された施工実績が「国土交通省地方整備局」における場合において、当該施工実績が当該者のものと確認できない場合は提出された当該実績を当該者の実績として認めない。

(当該者のものと確認できない場合とは、合併及び会社分割等における一般競争(指名競争)入札参加資格の再認定(又は新規の認定)を受けていない。若しくは実績の承継が認められていない場合を指す。)

(4) 本文書を入手した者は、これを本手続き以外の目的で使用してはならない。

参加意思表明申請書

令和 年 月 日

国土交通省中国地方整備局
浜田河川国道事務所長 殿

代表者 住 所
商号又は名称
代表者氏名

令和6年5月7日付けで公表のありました、三隅・益田道路ブロック（維持修繕工事）に参加する要件について、確認されたく、参加意思表明申請書及び提出書類を申請します。なお、予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第70条の規定に該当する者でないこと並びに添付書類の内容については事実と相違ないこと並びに2. 参加及び技術実績要件に掲げる要件を満たしていることを誓約します。

※問い合わせ先

担 当 者：〇〇 〇〇
部 所：〇〇〇本店〇〇部〇〇課
電 話 番 号：（代）〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇 [（内）〇〇〇〇]
F A X 番 号：〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇
E - M A I L：〇〇〇〇〇〇

注) なお、返信用封筒（表に申請書の住所、氏名を記載し、簡易書留料金分を加えた料金（434円）の切手を貼った長3号封筒）を申請書と合わせて提出すること。

同種工事の施工実績

同種工事		下記の(ア)の要件を満たす工事。 (ア) 道路又は河川における工事
工事 名称 等	工事名	〇〇〇工事 (CORINS登録番号)
	発注機関名	国土交通省〇〇地方整備局〇〇事務所
	受注者名	〇〇会社
	施工場所	〇〇県〇〇市〇〇町〇〇～〇〇県〇〇市〇〇町〇〇
	最終請負金額	〇〇〇, 〇〇〇, 〇〇〇円
	工期	平成〇〇年〇〇月〇〇日～令和〇〇年〇〇月〇〇日
	受注形態等	単体/〇〇・〇〇JV (出資比率〇〇%)
概工 要事	構造物形式 規模・寸法等	・コンクリートブロック積：〇〇〇m ²
CORINSへの 登録の有無		有り (登録番号を明記) 又は無し

- ・CORINS登録有りとする場合は、登録内容を事前に確認しておくこと。
- ・CORINSに登録されていない等で施工実績が証明できない場合は、同種工事の工事实績が確認できる書面 (同種工事の施工実績が確認できる契約書類/施工計画書及び図面等) の写しを添付すること。図面はA3以下に縮小のこと。
- ・同種工事がCORINSに登録を義務付けている発注機関の工事 (500万円未満の工事は除く。) の場合は、CORINSに登録されていない場合は、実績として認めない。
- ・提出者が経常JVの場合において、当該経常JV以外の経常JV又は特定JVの工事を記入する場合は、工事名の後に単体の会社名を記入すること。

注) 記載欄の明示は記入例である。

事務所所在地

事務所名	〇〇〇〇建設 (株) 〇〇支店
所在地	〇〇県〇〇市〇〇町〇〇

注) 2. (4) で掲げる要件を満たしている事務所の所在地を記載すること。

入札参加についての確認

- ・ 本入札の手続きは、
- | | | | |
|---|---------------|---|----------------|
| { | 電子入札により参加します。 | } | どちらかを○で囲って下さい。 |
| | 紙入札により参加します。 | | |

※ 電子入札による手続きを希望する場合は、下記にて必ず「企業 I D」（電子入札システム利用者登録時に割り振られた 9 から始まる 1 6 桁）を記入して下さい。

※ 紙入札による手続きの者は、下記にて 必要事項を記入して下さい。

【 電子入札により参加される者の場合 】

電子入札により参加する場合、応札の有無にかかわらず、必ず「企業 I D」（電子入札システム利用者登録時に割り振られた 9 から始まる 1 6 桁）を記入して下さい。（問い合わせ先：e-Biscセンター 電話 0 3 - 3 5 0 5 - 0 5 1 4）

企業 I D

9														
---	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

※ 企業 I D が不明の場合、電子入札システムの「利用者登録」－「変更」－「利用者変更」画面で、登録状況を確認できます。

【 紙入札により参加される者は、下表に ご記入下さい。】

（事務手続き上 当方で電子入札システムに登録する必要があるため）

企 業 名 称	
代 表 者 名	
担 当 者 名	
担当者電話番号	
担当者 F A X 番号	